

# (公社) 東京都府中市歯科医師会委員会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都府中市歯科医師会定款施行規則第58・59条の規定に基づき、委員会の傍聴に必要な事項を定めるものとする。

(手続き等)

第2条 委員会を傍聴しようとする会員は、事前にその旨を事務局に申し出、委員会当日、委員長の許可を得る事とする。

(傍聴人の定員)

第3条 2名とする。ただし、委員長が必要と認めたときは、これを増減することができる。

(傍聴できない者)

第4条 次に該当する者は、傍聴できない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者。
- (2) 危険物を持っている者。
- (3) 仮装など異様な服装をしている者。
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。
- (5) 前各号に定めるものの他、委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められた者。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は次の事項を守らなければならない。

- (1) 言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しない事。
- (2) 大声で話し、歌う、笑うなど騒ぎ立てない事。
- (3) 帽子、コート、襟巻の類を着用しない事。
- (4) 飲食又は喫煙をしない事。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしない事。
- (6) 前各号に定めるものの他、委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしない事。

(写真、動画等の撮影及び録音の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員会の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(委員会の指示)

第8条 傍聴人は、すべて委員会の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

付 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する